

日本高齢期運動連絡会ニュース

発行責任者 武市 和彦 発行所 日本高齢期運動連絡会
〒164-0011 東京都中野区中央 5-48-5 シャンポール中野 504 号
TEL/fax03-3384-6654 E-Mail nihonkouren@nifty.com
<http://www.nihonkouren.jp>

No.352
発行 2022 年 3 月 1 日



年金者組合奈良県本部 年金者一揆

2倍化実施させない署名54万人を超えました =2.18 署名提出・学習集会120人参加=

2月18日、今年10月に実施が狙われている「75歳以上の医療費窓口負担2割化」を世論と運動で中止に追い込むため、国会内で「75歳以上医療費2倍化中止を求める署名提出集会」(主催:中央社保協、全日本年金者組合、高齢期運動連絡会、医団連)を開催し、(国会議員4人を含む)WEBも含め約120人が参加しました。法律成立後から集め始めた請願署名累計約20万5千筆を提出しました。また、唐鎌直義佐久大学特任教授を講師に迎え、学習会を実施しました。



集会の最後に、「高齢者のいのち・健康権・人権の侵害につながる『75歳以上医療費窓口負担2倍化中止』の声を、大きく、広く訴え、参議

院選挙で社会保障費削減の政治を転換させよう」とのアピールを確認しました。

※2.18 現在、単独署名 20 万筆、75 才以上の項目が入っている署名(いのち17.7万筆、新婦人16.2万筆)合計54万筆が国会へ提出されました

<「高齢者の負担増＝全世代型低社会保障」への道を阻止する／講師：唐鎌直義教授>



「4つのドグマ」が社会保障の改善を阻む

唐鎌教授は、政府が宣伝する「4つのドグマ」(下記)が国民を欺いており、社会保障の改善がされないと指摘し、「我々がどこまで我慢できるか実験されているようだ」と述べました。また、「日本とフランスは経済力が同程度で同国並みの社会保障を実現することは可能。私たちがどのような社会保障を実現していけるか考えなければならぬ」と訴えました。

- (1) 少子化の進行による人口減社会の危機
- (2) 世代間扶養を前提とした高齢社会の危機
- (3) 巨額な国債発行残高を理由とする国家財政の危機
- (4) グローバリゼーションの下での大企業の国際競争の激化

日本の社会保障の貧しさ

唐鎌教授は、日本の社会保障の貧しさを国際比較で浮き彫りにしました。日本は、「社会保障費にほぼ相当する社会支出」の総額は先進6か国のうちアメリカに次いで2位だが、1人当たりの額で見ると最下位の6位。日本の社会支出の総額が大きいのは、社会保障のレベルが高いからではなく、単に日本の人口が多いからに過ぎないと指摘しました。また、日本の社会保障は、高齢者優遇といわれるが、国際的に見れば高齢関連分野への社会支出は決して高くないこと、貧困関連(障害・労災・住宅分野)の社会保障の圧倒的な低さなどを明らかにしました。

その上で、日本の社会保障水準をフランス並みに引き上げるためには巨額の追加費用が必要と指摘。このことは、日本の社会保障が欧米に比して、どれほど遅れているか、日本政府が国民をどれほど斯き続けてきたかを示すものだと指摘しました。

(「とメール」7号から)

「第35回日本高齢者大会 in 京都」 全体会 記念講演講師に山際寿一氏

第35回日本高齢者大会 in 京都の全体集会(11月24日)記念講演の講師に山際寿一氏が決まりました。

<講師の紹介>

霊長類学者・人類学者、総合地球環境学研究所所長。前京都大学総長(2014～20年)ゴリラを主たる研究対象として人類の起源をさぐり、アフリカなどで実績を積む。国際霊長類学会会長、国立大学協会会長、日本学術会議議長などを歴任。著書に「ゴリラとヒトの間」「京大とい

うジャングルでゴリラ学者が考えたこと」など多数。

第35回日本高齢者大会 in 京都(11月23日・24日)の成功にむけて現地実行委員会が準備をすすめています。

第2回京都現地実行委員会が2月17日開催されました。京都は1987年第1回全国高齢者大会の開催地、第35回の今年も記念大会として位置づけています。大会スローガンは「まちか

ら村からの連帯で ひとりぼっちの高齢者をなくそう」サブスローガンは「高齢者も若者も手をつなぎ いのち・くらし守る政治！～憲法を生かし『高齢者人権宣言』で豊かに！」です。実行委員会では記念大会に相応しい内容にしようと記念講演・学習講座・分科会・移動分科会・文化交流会の各企画案について検討しています。

<大会概要> *時間は予定です

○大会日程

1日目 11月23日(木・祝)

・学習講座・分科会・移動分科会

午後1時30分から4時30分

*学習講座・分科会の会場は現在調整中です

・文化・交流会 午後6時から

会場 京都教育文化センター

2日目 11月24日(金)

全体集会(開会行事、記念講演、基調報告など)

午前10時から12時30分

会場 ロームシアター京都メインホール
(2,000人収容)

○大会規模 参加目標 延べ5,000人
(リモート視聴含む)

○参加費 1日2,500円、2日間5,000円
リモート視聴 1,000円
*リモート視聴は全体集会と学習講座・分科会の2か所程度を予定しています。

○宿泊施設は各都道府県で確保してください。

学習講座は「世界の高齢者との交流」「高齢者人権宣言の学習・討議」「ジェンダー平等」「憲法をくらしに生かす」「気候変動」など今日の社会と高齢者が直面しているテーマで学べる魅力ある内容を検討しています。分科会は各地の活動が交流でき参加者が討論に参加できる内容

にしていこうと準備しています。「基地問題」「原発」「地方における交通権」「社会保障のたたかい」「高齢者の就労」「マスコミの右傾化」「高齢者の生きがい語ろう・若者との交流」などなど分科会テーマについても多面的に検討しています。移動分科会は「山宣の墓参りと資料館見学、源氏物語ミュージアム見学」「日本で初めての、水力発電とインクライン見学」が候補として検討されています。文化交流会の催し物、利き酒会、お茶会など皆さんを歓迎する準備もしています。企画の最終確定は5月の日本高齢者総会・中央実行委員会になります。そこにむけて現地実行委員会で企画内容の具体化をすすめているところです。



京都府知事選(3月24日告示・4月10日投開票)に向けて「つなぐ京都2020」が発足
京都府知事選挙に立候補を表明した京都総評のかじわら健議長らの勝利をめざす確認団体「つなぐ京都2022」が2月22日に結成し、かにわら氏と協定をむすびました。
2020年度京都市長選挙後も交流の場として継続してきた「つなぐ京都交流ひろば」が母体になり、新たな共同がひろがるなかで発足しました。全国からも応援をしていきましょう。

日本高齢者人権宣言を学び、生かし、 高齢期運動前進の原動力としよう！

2022年2月28日

日本高齢期運動連絡会代表委員吉岡尚志

1. 日本高齢期運動連絡会は日本高齢者人権宣言を作りました

日本高齢期運動連絡会は、専門家、学者・研究者と協同し日本高齢者人権宣言(以下「宣言」)起草委員会で一次案に寄せられた多くの感想や意見とコロナ禍で出された国連やWHOなどの国際的方針や政策を学び論議を重ね「宣言」第二次案を発表(ブックレット NO6)しました。

この「宣言」の一番重要なことは、日本の高齢期運動がこの「宣言」を自分のものとして生かし、人権をめぐる状況を改善するために実際に役立terるといことです。高齢者や国民の人権が奪われ、ないがしろにされている状況を立て直す力としてこの人権宣言が生かされなければなりません。

2. 高齢者の人権は、奪われ続けてきました

かつて老人医療無料制度、「福祉元年」、革新自治体の実現など人権を前進させた時期を経て、臨調路線・構造改革路線以降のこの40年間、人権が奪われ続けています。現役労働者をはじめ高齢者も若者も収入が減り、社会保障も削減され続けています。

資本主義は利潤の極大化を目指します。労働者に長時間労働、高密度の労働を求め、経営者に大きな利潤をもたらします。冷戦終結以降、新自由主義とグローバリズムの勢いが増し、世界でも日本でも政府と大企業は労働法制を改悪し、非正規労働者は労働力人口の40%にもなり、国民の暮らしは極めて不安定になっています。政府や財界は「自己責任論」を主張し、社会保障の削減政策を際限なく強めています。高齢者は人権を奪われ、世代間の分断を進める政策によって孤立させられています。

3. 人権とは何か？人権を奪うものと闘う

人権とは、人が生まれながらにして持っている権利です。そのことを自覚し、守るために闘って人権は発展してきました。しかし資本主義のもとでは、資本や大企業によって労働者は常に人間らしいらしと人権が奪われる危機にさらされています。財界や大企業、そして政府は「自己責任論」を様々な部面で徹底し、国民の人権を常に抑止し、奪っています。それに対し国民は労働の場では労働条件の改善を求め、暮らしの場では社会保障の充実を求めて闘い、人間に相応しい人権を勝ち取ってきました。日本国憲法は「人権は、国民の不断的努力によって保持しなければならない」と「不断的努力義務」を求めています。



年金者組合
杉山さん

4. 人権を取り戻す、国民の手に

終戦後、学校教育で「新しい憲法の話し」のテキストが配布され、憲法や基本的人権を学ぶ努力がなされましたが、その後は欧米諸国のような人権教育はほとんどなされていません。

私たち自身が、人権を身近な問題としてとらえ、自分の問題として人権感覚、人権意識を研ぎ澄まし、人権侵害をなくしていくことが必要です。40年間の政・財界の総力を挙げた自己責任攻撃で委縮させられた多くの若者・現役世代を再び活性化させるためにも様々な運動の成果や洗礼を経験した高齢者の役割は大きいと言えます。

日本高齢者人権宣言は現実の高齢期運動に生かさねば、絵にかいた餅になります。この人権宣

言を学び、高齢者、現役、若者、すべての国民が安心してくらし、未来に希望がもてる社会を

つくるためにもこの「宣言」を学び、討議をしましょう。

「目からうろこ」がたくさん・

コロナ感染の中でも学習が進められています

3月開催中の日本高連主催のオンライン学習会にご参加ください。

オンラインやDVDでの視聴等、工夫すれば進められます。5月の日本高連総会での決議に向けて学習・討論をすすめてみましょう！

「日本高齢者人権宣言」学習会参加の方の感想・意見が多く寄せられています。紹介します。

感想

●「目からうろこ」がたくさんあった。何度か討論したい。

●憲法 97 条、12 条は知りませんでした。税金は人権保障のために使わなければならない、全くの同感です。多くの方に知らせたいと思いました。

●自分が何故高齢者の人権に目を向けていなかったのか考える機会になりました。尊厳、独立、参加、ケア、自己実現等ひとつひとつの項目を具体的な事項に置き換えて考えていきたい。不断の努力で憲法を活かすように声をあげ、手を取り合って元気に闘い、高齢者人権条約を実現できるよう力をあわせていきたい。

●憲法の学習をしているようで興味深く、充実した時間だった。「高齢者の人権が保障される社会」は、子どもも誰でも安心して生きられる社会のはず、そんなことをイメージして聞くと楽しかった。周囲の人にも話してみたい。

●「公助」でなく「保障」ということを改めて「人権」を土台に考え直してみたいと思いました。「自助、共助、公助」という言葉の兼ね合いで「公助」を使っていますか、「保障」ですね。

●人権保障について憲法 97 条が「闘い」と正当性を訴え、12 条で「闘いは義務」としていることに改めて感心した。

現役の労働者の方からの感想も寄せられています

●高齢者が抱える問題は高齢者だけの問題ではなく、自分たちの問題。高齢者が大切にされる世界は、すべての人にとって、幸せに繋がる世界であることを学ぶことができました。コロナ禍、多くの高齢者が、つながりを失っています。つながり、交流は人権意識の一つ。自分たち現役世代が、先頭に立って。交流の場をつくる取り組みをしないといけないと思いました。

●高齢者の人権については、高齢者だけがよくなれば良いというものでなく、全世代の人権が守られなければいけないという所に共感できました。政治・政府の責任を明確にし、人権が守られる社会にしていきたい。

●高齢者の人権についてはよく話がでますが、子どもたちを取り巻く環境についてもっと考えることが生涯にわたっての人権問題を捉えるのに必要だと思います。戦後苦労したかもしれないが、氷河期時代の私達からしたら、子どもたちを豊かに、心も満足して人のやさしさを教えることが先だと思うこの頃です。

●高齢者の人権を尊重し保障することは、全世代の人権に繋がることを実感しました。他人ごとでなく、親世代、今後自分も高齢者になるので子や孫のためにも真剣に考えて、社会保障を充実させる取り組みが必要だと改めて思いました。

●「保障」と「公助」「独立」と「自立」似たような言葉だけど、国や自治体の責任のとり方が違う点に注意しなければいけないと思いました。高齢者の人権というと若い人には関係ないようにとらえがちですが、老後の資金を確保するために今の生活を切り詰めるとか親の介護のために離職をよぎなくされるとか。若い人にとっても身近な問題なのだということがよくわかりました。

意見

●「最低保障」ではなく「十分な生活水準」の保障、最近生活保護水準以下で生活している人の保障が問題となっています。こういう運動も考えていかないといけないと思います。

●過去の政権が言ってきた「自助」に対して、高齢者の人権保障は「公助」の分野が多いという考え方には賛成です。基本的には日本国憲法に謳われていることを高齢者向けにしたことなので全面的に支持する。

●「高齢者人権宣言」はまだ知らない人が圧倒的に多いのではないかと。まず知ってもらうこと。

高齢者に保障される人権が 23 あげられているが多岐にわたって、内容が素晴らしい。初めて知った。ただ「公助」という言葉は日頃よく聞くが普段ききなれない言葉も多く、しっかり理解できるか不安があります。

●死後の尊厳は誰のために守るのか、死んだ人はわからないのではないのでしょうか。死後には入らない方がいいまでは。図書館はひっかか

ります。

●決定されるには十分な時間と議論が必要だと思いますので、時間がかかっても十分な過程を経て決定されることを望みます。

●日弁連が提案している「生活保障法」の到達を知りたいと思いました。

(記・日本高齢期運動連絡会事務局長
武市和彦)

第 12 回国連 WG、NGO は WEB 参加です

「第 12 回高齢化に関するワーキンググループ(作業部会)」は、2022 年 4 月 11 日から 14 日まで、ニューヨークの国連本部で開催されます。

コロナパンデミックの中、NGO の参加は、昨年と同様の WEB 参加となり国連のテレビ中継を見ての参加となりました。

第 12 回セッションの 2 つの重点分野として

①「持続可能な開発への高齢者の貢献」と「経済安全保障」に関する質問(新たな焦点領域)と②「労働市場への労働権とアクセス権」と「正義へのアクセス」に対する高齢者の権利の保護に関する可能な国際基準の開発となっています。高齢化に関するオープンエンドワーキンググループは、2010 年 12 月 21 日総会によって設立されました。

国連は、WG に先立ち今回の重点テーマに関して各国と NGO に各国の現状や課題についてアンケートを求めています。

日本の NGO として回答を作成し受理されました。

回答作成には、(一社)日本高齢期運動サポートセンター会員の琉球大学高田清江教授と愛媛大学鈴木静教授が担当し会員と相談して作業しました。

<アンケートへの回答(日本語訳版)>

重点分野 1：持続可能な発展への高齢者の貢献

国内の法と政策の枠組み

1. 高齢者の持続可能な開発に参加し、貢献する人の権利を認めるあなたの国の法的規定、政策の枠組みは何ですか？そこには、以



下のものが含まれる可能性がありますが、これに限定されません。

a) 関連する人権(特に言論の自由と表現の自由、情報へのアクセス権、平和的集会と結社の自由に対する権利)の保障および実施。

a) 憲法 21 条は、高齢者を含むすべての国民に、言論の自由と表現の自由、情報へのアクセス権、集会と結社の自由に対する権利を規定している。憲法 12 条は、すべての国民が「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と定める。

高齢社会対策基本法は、2 条で、「高齢社会対策は、次の各号に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。」とし、「一 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会」「二 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重される社会」と規定する。

高齢者の福祉に関する原理を明らかにすることを目的とした老人福祉法は、基本的理念として、

「第二条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」、「第三条 老人は、・・・その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。2 老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。」と定める。

しかし、いずれの法律も人権保障の視点が欠けている。

c) 持続可能な発展への高齢者の参加と貢献を保障するためのグッドプラクティス。

c) 日本高齢期運動連絡会は、高齢者の生活と権利を守り、高齢者の要求を実現して、高齢者の権利保障と住みやすい高齢期保障確立、地位の向上をめざして活動している。1987年より日本高齢者大会を開催している。同大会は、高齢者自身の参加と運営により毎年開催され、講演会や文化イベントを含む、楽しいイベントが多数開かれ、高齢者の人的交流と活動交流の機会を提供している。また、各高齢者がそこで学んだ活動を各地で実施し、良い取り組みを全国に普及することにも寄与している。

さらに、日本高齢期運動連絡会や医療生協が、「独りぼっちを無くそう」という地域活動を続けてきたことは貴重な取り組みである。

2020年6月、日本高齢期運動連絡会は「日本高齢者人権宣言(第一次草案)」を作成した(http://www.nihonkouren.jp/pdf/pamphlet_eng.pdf)。この人権宣言案は、日本の高齢者が保障されるべき5つの原理と23の人権と、国と地方自治体の義務を掲げている。憲法に基づき、人権保障の発展に向けた高齢者自身の「不断の努力」も表明している。2022年の採択が目指されている。

2. 国内および国際レベルで持続可能な発

展に貢献する権利を実現するために、高齢者が直面する課題は何ですか？

2. 日本では経済・財政的側面から生活保護、年金、高齢者医療や介護保障制度が後退され続け、高齢者の人間らしい生活が侵害されている。その結果、とくに社会参加や社会活動の権利が妨げられている。介護保険制度が改悪された結果、十分なケアが保障されず、施設入所・在宅の高齢者のいずれも、自由に外出したり、社会活動をする権利が十分に保障されているとは言えない。特に2021年の介護保険改革により、約半数もの施設入所者の費用負担が引上げられた結果、必要な介護サービスの利用を止めたり、減らしたりする者が続出し、家族のケア負担も増大している。

また、判断能力が十分ではない高齢者のための権利擁護システムは不十分である。お金や時間がかかり、手続も複雑なため、利用が困難な高齢者も多い。

頻発する介護・病苦殺人を根絶するための、高齢者本人、家族の人権保障こそ大事である。

権利救済と是正

5. 高齢者の持続可能な発展への参加と貢献の権利を否定された場合のために、どのような苦情申し立てや救済を求めるためのメカニズムが必要でしょうか？または、すでに実施されているメカニズムは何ですか？

5. 高齢者の社会参加、政治参加、行政参加、司法参加権を国内法で明確に人権、権利として明確に位置づけること、国や自治体の保障義務を明確に示すことが必要である。憲法上の基本的人権侵害・剥奪に対しては、違憲立法審査権を行使できる(憲法 81 条項)。締結された条約上の人権は、法律に優先され、誠実に遵守することが求められている(98 条 2 項)。

加えて、簡易・迅速、無料で利用しやすい不服申立ての仕組み、権利侵害を監視するためのオンブズマン制度の整備も必要である。

<お知らせ>

◆日本高齢者人権宣言オンライン学習会日程表

NO	日	曜日	時間	講師名
1	3月1日	火	14時～15時	井上 英夫先生
2	3月4日	金	10時～11時	武市事務局長
3	3月5日	土	14時～15時	井上英夫先生
4	3月7日	月	14時～15時	武市事務局長
5	3月10日	木	14時～15時	高田 清恵先生
6	3月12日	土	10時～11時	長友 薫輝先生
7	3月15日	火	10時～11時	鈴木 静先生
8	3月19日	土	19時～20時	武市事務局長
9	3月23日	水	14時～15時	鐘ヶ江サポート C 専務
10	3月25日	金	14時～15時	鐘ヶ江サポート C 専務
11	3月30日	水	10時～11時	寺崎事務局次長

◆高齢期運動ブックレット No.6 日本高齢者人権宣言(第2次草案)

本書は、日本高齢者人権宣言第一次草案が決定されてから1年6ヶ月全国で議論され、出された意見を起草委員会で検討し、第二次草案をまとめました。二次草案全文とこの間の国連での高齢者人権条約制定に向けた取り組み、日本高齢者人権宣言第二次草案の議論を進めるためにを収載しています。

頒価 50冊まで1冊500円、100冊まで1冊400円、200冊以上1冊300円
ブックレット No.5 と No.6 いっしょにお読みください。より理解が深まります

No.5



No.6

